

令和3年10月23日

保護者各位

香川県藤井中学校・高等学校
校長 藤井 新太

県外へ移動した場合の対応について（お知らせ）

秋霜の候、保護者の皆様には日頃から本校の教育活動にご理解ご協力をいただき誠にありがとうございます。

さて、10月21日（木）の対策会議にて香川県が警戒レベルを「感染警戒期」に引き下げましたが、引き続き、緊張感をもって感染症対策の徹底を図るよう呼び掛けています。そこで、県外に移動せざるをえない生徒の対応についてですが、10月23日（土）から暫定的に下記のように取り扱うことになりましたのでお知らせいたします。

なお、今後も状況の変化を見ながら柔軟に対応していく予定です。お手間をおかけいたしますが、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

記

1. 香川県外への移動については原則として自粛し、慎重に検討すべきであることを前提とした上で、県外へ移動する場合は、事前に学級担任を通じて学校に報告してください。また、他県から不特定多数の人間が集まると考えられる場所に行く場合（例：大学入試等）も、同じく事前に報告をお願いします。

<継続>

2. 部活動の対外試合については、令和3年10月21日付香川県教育長からの通達「新型コロナウイルス感染症に係る「感染警戒期」への移行を受けた学校の対応について」（10月23日～）の第4項（下記）と同じ対応とします。<変更>

4 部活動 （1） 実施の可否について

	区分	実施の可否
ア	自校のみの練習	○
イ	県内の学校との練習試合を含めた交流・合同練習等	
ウ	県内大会等への参加	
エ	全国または四国ブロックの競技団体、学校体育連盟、高野連等が主催する大会等への参加	
オ	県内及び県外での宿泊を伴う活動（上記エを除く） <u>（一部交流不可の地域あり）</u>	○
カ	県外での練習試合等への参加、県外からの選手・チーム・指導者等の招へい、 県外の卒業生等の練習参加 <u>（一部交流不可の地域あり）</u>	

3. 県外へ出発した日から帰宅後14日目までの行動記録をつけてください。<継続>
4. 帰宅後、発熱等風邪症状が出た場合は、学校に連絡をするとともに、医療機関で受診し、その指示に従ってください。登校の時期については担任と相談をしてください。<継続>

以上